

# 會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號五第 卷二十第

行發日一月五年十正大

## 論叢

戰後に於ける獨逸の財産税を論ず……………法學博士 小川郷太郎  
 利潤配分實施上の諸問題……………法學博士 田島錦治  
 需要曲線供給曲線及び價格曲線……………法學博士 河上肇  
 戦後獨逸の社會主義運動……………法學博士 河田嗣郎

## 時論

税制整理の主要問題に就きて……………法學博士 神戸正雄

## 說苑

舊岩國藩の製紙原料保護政策……………經濟學士 吉川元光  
 我國在來の商業帳簿……………法學士 大森研造  
 所得と勞賃……………經濟學士 堀經夫

## 雜錄

Lexisの公共福祉觀……………法學博士 財部靜治  
 最近我國に於ける地方費の組成と増加……………經濟學士 小山田小七  
 國際勞働立法……………法學博士 河田嗣郎

## 國際勞働立法の開拓者

河田 嗣 郎

一八三三年の英國工場法が發布せられて以來は勞働に關する立法が諸國に行はるゝことになつたが、諸國間に於ける經濟競争の結果、國際規約に依り勞働立法を共通にする必要が感ぜらるるに至り、其事一八八〇年に於て先づ瑞西に依りて試みられ、次で一八九〇年に獨逸に於て試みられ、終に一九〇〇年に至つて諸國の代表者巴

里に會して、勞働立法國際協會の組織を見るに至つた。此の協會はバーゼルに國際勞動局(一九〇一年——一九二〇年)を置き勞動保護に關する國際規約の成立を促すべく大いに努力する所があつた。

即ち其の事業としては一面に The Bulletin of the International Office を發行して諸國の勞働立法に關する報告を爲すと同時に、他方に於ては實際的に勞働立法に關する國際規約を實現せしむるに努めたのである。而して其の努力の結果は終に一昨年に於ける巴里平和會議に於て表はれ來り、勞働立法に關し諸國が共同の規約を結ぶことに關しては、平和條約の第十三篇に其の規定を見るに至つた。

平和條約の此の規定に従て今や聯盟諸國は常設の機關を置くこととなり、勞動總會と國際勞動事務局の設置を見るに至つた。前者は毎年一回開催せらるゝもので、後者は勞動理事會の管理に屬し、一九二〇年八月以來ジュネーブに置かるゝことになつた。而して勞動總會は人も知

る如く一九一九年十月に其の第一回を華府に開き、第二回を一九二〇年六、七月ゼノアに開催し、本年又其の第三回をジュネーブに開かんとして居る。

斯く新たに國際聯盟に依て其の常設機關の一として國際勞動事務局が設置さるゝこととなつた爲めに、曩に勞働立法國際協會に依つて造られたるバーゼルの國際勞動局は自然廢止せらるることとなつた。そして勞働立法國際協會は本年開かるゝ勞動總會を機會に大會を開いて、今後の活動に關して熟議を凝らすこととして居るのである。

勞動立法に關する國際的共同が今日の域に迄進み來つたに就いては、勞働立法國際協會の貢獻せし所は決して尠からざる次第で、其功没すべからざるものがある。今後も尙ほ其の活動に待つ所が少くないであらう。その解散説も考へられて居るやうだが、私はその能く永續して氣運の先導者たらんことを囑望する者である。

- 1) The International Association for Labour Legislation.
- 2) The International Labour Office in Basle.
- 3) The General Labour Conference.
- 4) The International Labour Office.
- 5) Prof. S. Bauer, Past Achievements and Future Prospects of International Labour Legislation, (Economic Journal Vol. XXXI. No. 121. March 1921)